

4月から

生活困窮者自立支援事業 が始まります

不安や心配ごとは
ありませんか？
解決へのお手伝い
をします



「生活困窮者自立支援事業」 とは

近年、経済的困窮、または社会的孤立の状態にある人々が増加しています。

こうした生活困窮状態にある人々を支援するために、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年4月から福祉事務所を有する地方自治体で生活困窮者に対する自立支援事業の取り組みが始まります。

本市においても、生活困窮者が抱える多様な複合的な課題に対する相談窓口を設置するため、同事業のメニューである「自立相談支援事業」と「住居確保給付金の支給事業」を実施します。

自立相談支援事業

この事業は市と社会福祉協議会を中心に、公共職業安定所、保健所、民生委員、児童委員などが連携し、生活困窮者の相談を継続的かつ包括的に対応します。

そして、相談者の抱える問題や状況を把握し、本人と確認しながら、問題解決と自立方法についての具体的な支援計画を作成し、経済的自立を目指します。

①「不安」、「心配」、「悩み事」 があるときはまず相談を

対象者を限定しないで相談に応じます。相談内容も限定していませんので、どんなことでも相談してください。

※相談は無料です。

②自立に向けて、一人ひとりに 寄り添います

相談者の抱える問題や状況を把握し、相談者と一緒に問題解決と自立方法を探します。

③みんなで支えます

さまざまな複合的問題を抱えている方をできるだけ早く把握し、支援を行うため、さまざまな機関が連携するとともに、「見守り」などの社会資源を活用します。

住居確保給付金

住居確保給付金の支給事業は、離職により住居を失う、またはその可能性が高い方に家賃相応額（上限あり）を有期で給付する事業です。

※給付を受けるには収入、資産、雇用施策による給付金の授受などいくつかの支給要件があります。

※給付は市で行います。

失業や借金、家族や生活で悩んでいるときは一人で悩まないで「生活相談支援センター」に相談を。

相談先

名寄市生活困窮者自立相談支援機関

■機関名

名寄市社会福祉協議会

「生活相談支援センター」

■とき

毎週月曜から金曜 9時～17時

※土日祝、年末年始の休日を除く

■ところ

総合福祉センター1階(西1南12)

■問い合わせ

☎01654③9862

(社会福祉協議会)

■生活困窮者自立支援事業に ついての問い合わせ

社会福祉課(名寄庁舎2階)

☎01654③2111

(内線3270)

